

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>なし</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■地方税法 （寄附金税額控除）</p> <p>第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>■所得税法 （寄附金控除）</p> <p>第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）</p> <p>二 二千円</p>